

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月25日

愛知県知事 殿

提出者

住所 愛知県刈谷市朝日町2丁目1番地

氏名 株式会社 アイシン

取締役社長 吉田 守孝

電話番号 0566-24-8284

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社アイシン PTセンター
事業場の所在地	愛知県安城市藤井町10番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械器具製造業
②事業の規模	製造品出荷額 4,515億円
③従業員数	9,509人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙1のとおり)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項										
(管理体制図)										
(別紙2のとおり)										
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項										
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 (単位:ton)									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	金属屑	木屑	ガラス・陶磁器屑	廃アルカリ	廃酸	合計
	排出量	2,773	622	437	294	42	30	24	0	4,222
	(これまでに実施した取組) ・リサイクルウエス活動による産廃低減 ・梱包材、運搬資材の有価化による産廃低減 ・油水分離の促進による廃油の産廃低減									
②計画	【目標】 (単位:ton)									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	金属屑	木屑	ガラス・陶磁器屑	廃アルカリ	廃酸	合計
	排出量	3,328	746	524	353	50	36	29	2	5,068
	(今後実施する予定の取組) ・廃プラスチック有価化範囲の拡大(塩ビ・ポーセロン等有価化) ・使用済ウエスのリサイクル率の向上(信頼性評価部) ・分別ルールの徹底(社外焼却物、紙類) ・新規排出抑制アイテムの調査、検討									
産業廃棄物の分別に関する事項										
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・埋立廃棄物ゼロを基本として、発生廃棄物を有価物、逆有償リサイクル、社外中間処理に分けて分別を行っている。									

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・前年取組みの継続
-----	--

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	—
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	2,609 t	— t
	(これまでに実施した取組) ・遠心脱水機を導入（平成15年）し、汚泥減容化 ・水溶性油脂の使用量低減活動		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	—

	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	—
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	3,130 t	— t
	(今後実施する予定の取組) ・水溶性油脂の使用量低減活動継続 ・廃油の排出量低減&リサイクルの推進		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
① 現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項										
① 現状	【前年度（令和5度）実績】 (単位: ton)									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	金属屑	木屑	ガラス・ 陶磁器屑	廃 アルカリ	廃酸	合計
	全処理委託量	164	622	437	294	42	30	24	0	1,613
	優良認定処理業者への 処理委託量	164	622	347	289	42	0	24	0	1,488
	再生利用業者への 処理委託量	0	215	172	294	42	30	22	0	775

	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0	271	0	0	0	0	2	0	273
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	164	136	265	0	0	0	0	0	565
<p>(これまでに実施した取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理内容を確認し、処理業者と適正な委託契約を締結する ・ 処理業者が適正な処理を実施しているかどうか定期的に確認する 										

(第5面)

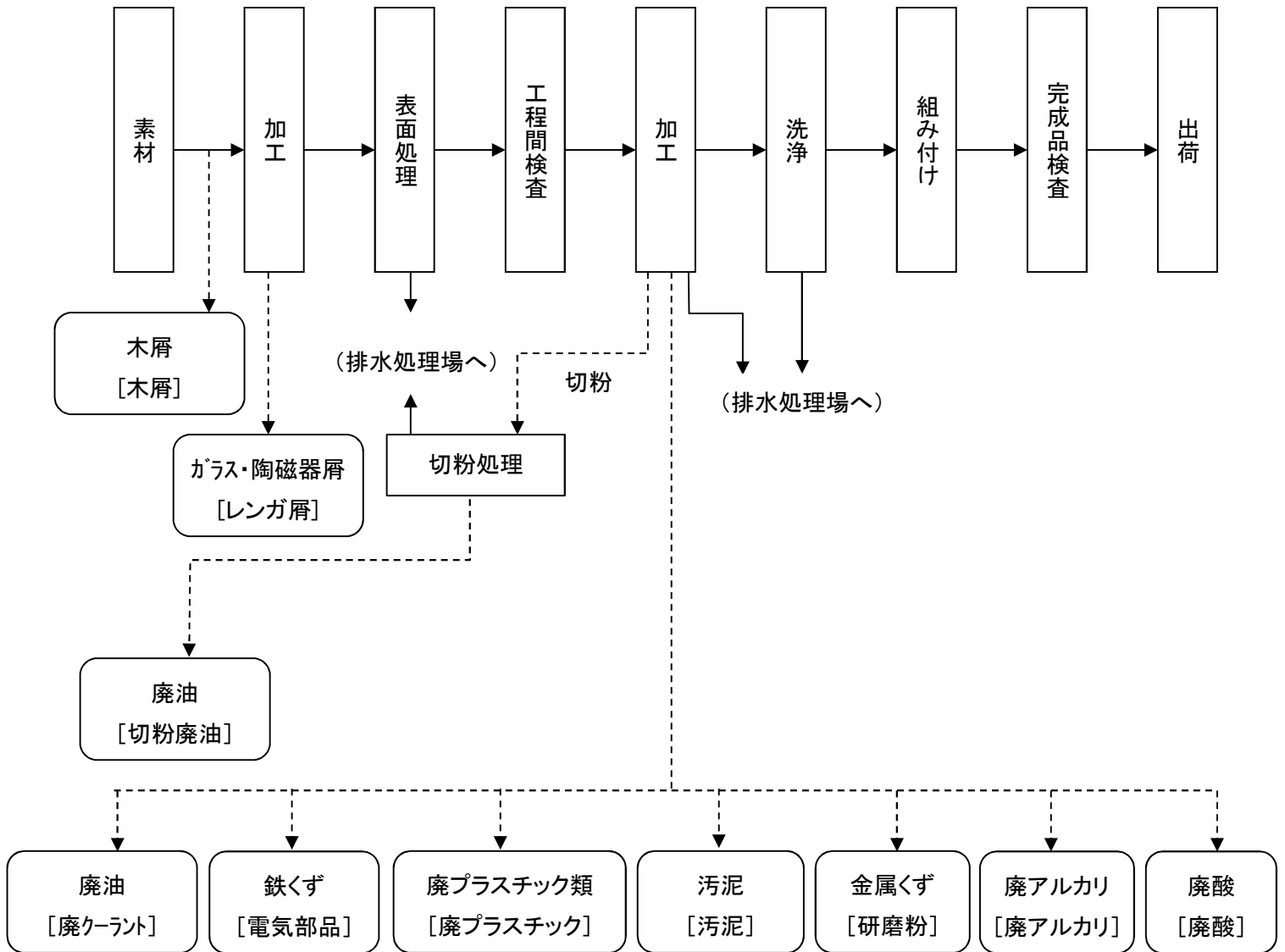
	【目標】 (単位: ton)									
	産業廃棄物の種類	汚泥	廃油	廃プラ	金属屑	木屑	ガラス・ 陶磁器屑	廃 アルカリ	廃酸	合計
	全 処 理 委 託 量	197	746	524	353	50	36	29	0	1,936
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	197	746	416	347	50	0	29	0	1,786
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	0	258	206	353	50	36	26	0	930
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	0	325	0	0	0	0	2	0	328
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	197	163	318	0	0	0	0	0	678
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前年取組みの継続 ・ 使用済のウエスリサイクルの推進 ・ 社外焼却物の分別徹底 (異物の混入なし) 									
②計画										
※事務処理欄										

備考

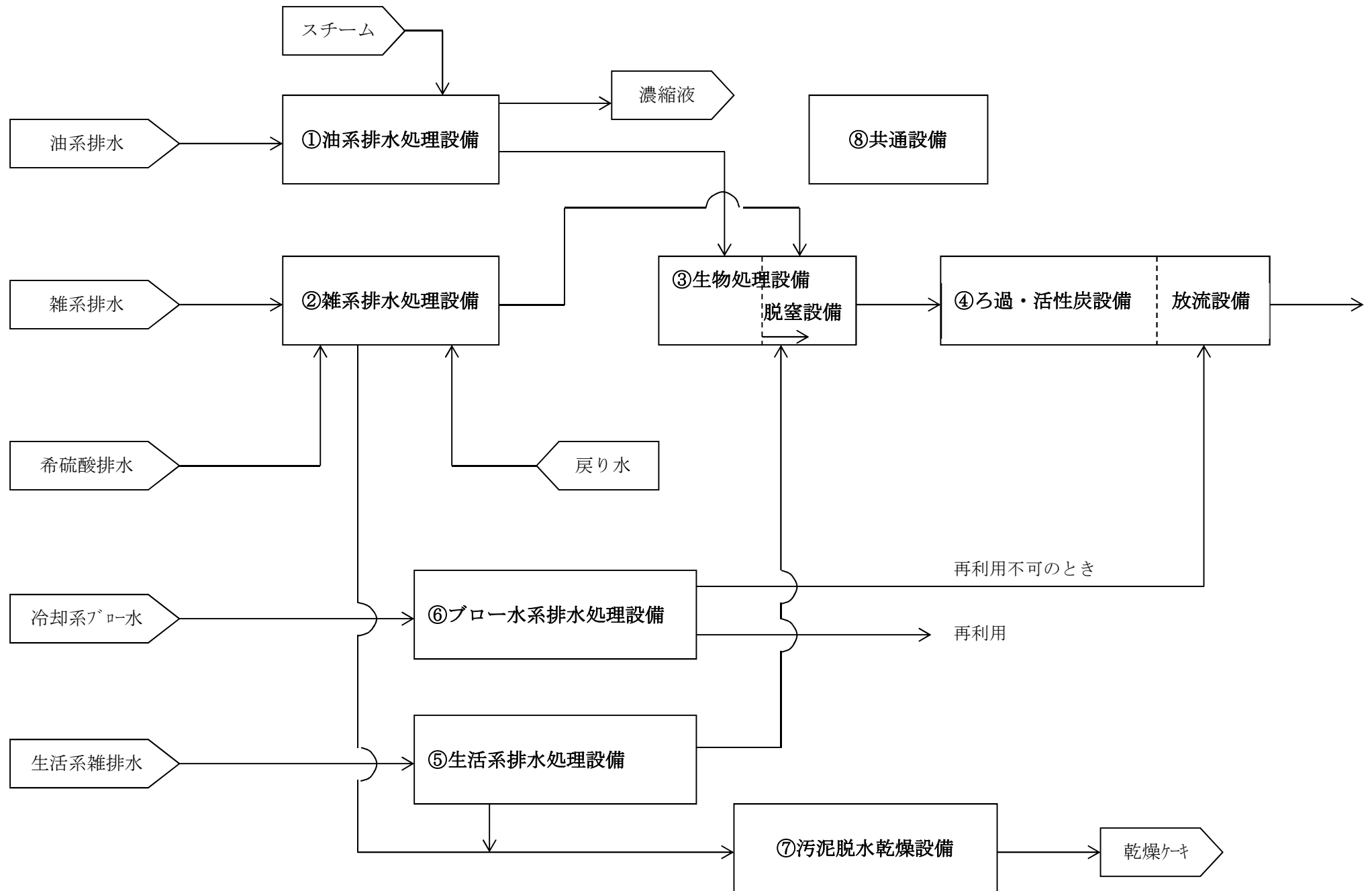
- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

(別紙1 補足資料)

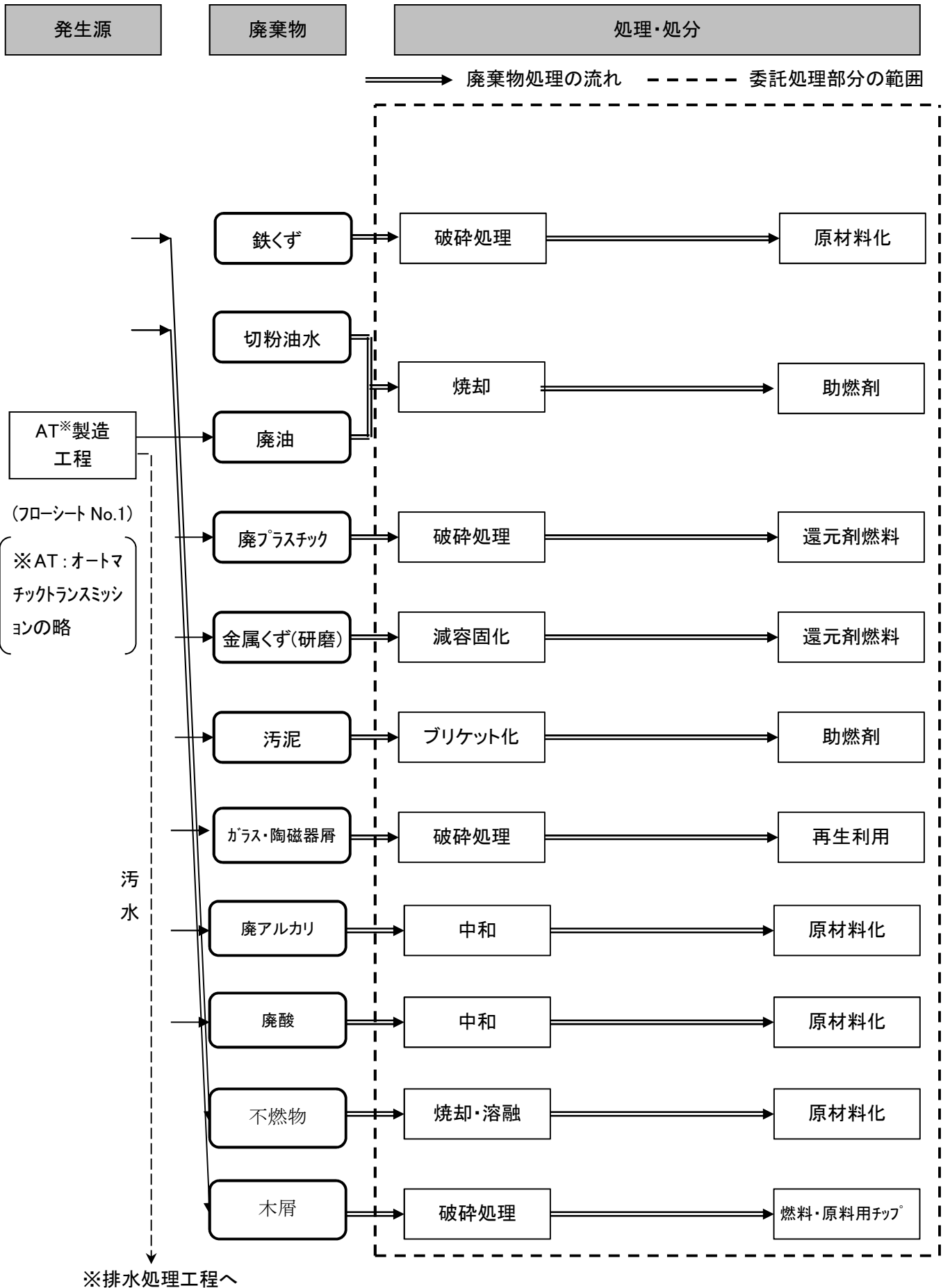
AT製造フローシート(No.1)



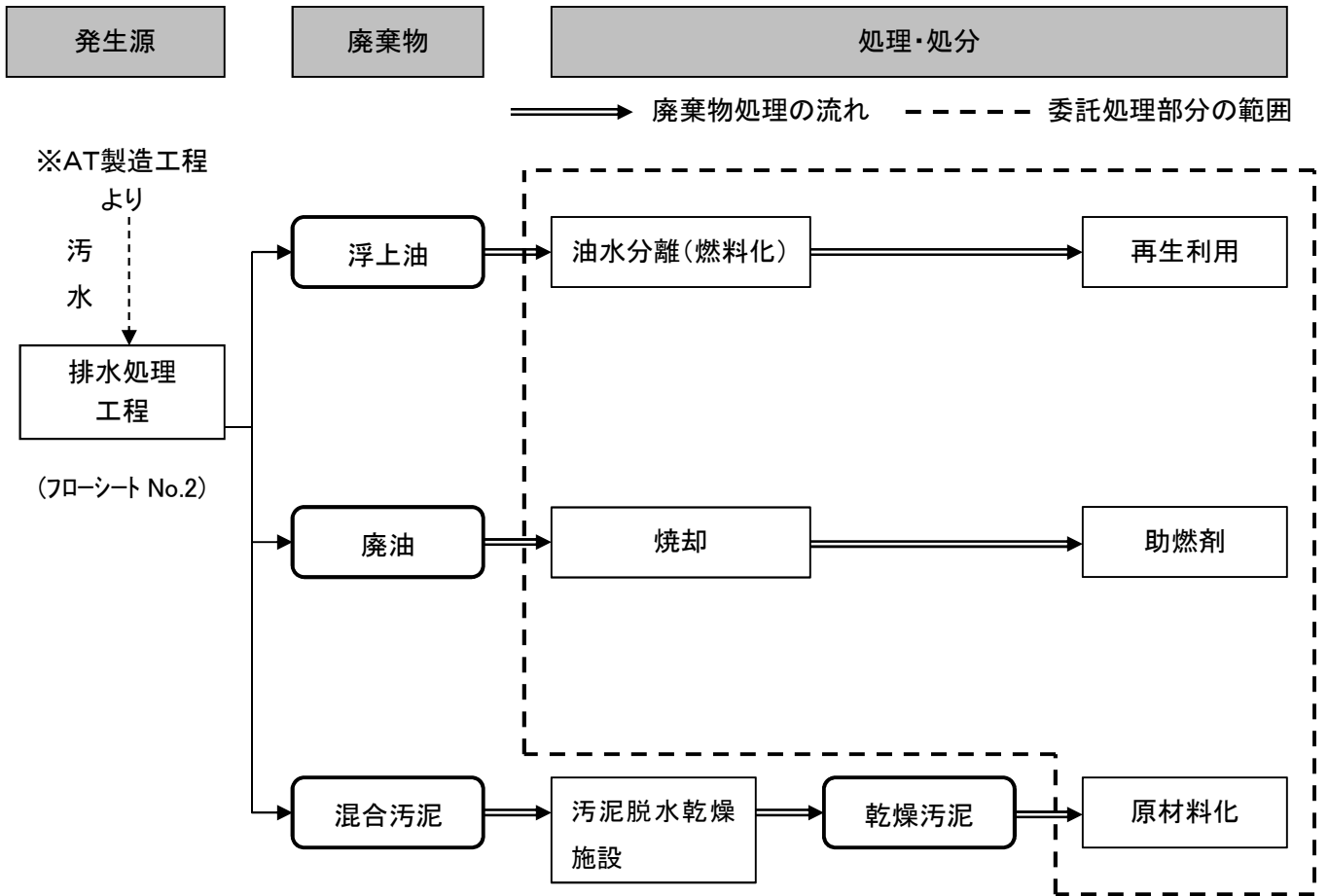
(別紙1 補足資料) 排水処理フローシート(No.2)



(別紙1) 産業廃棄物の一連の処理の工程



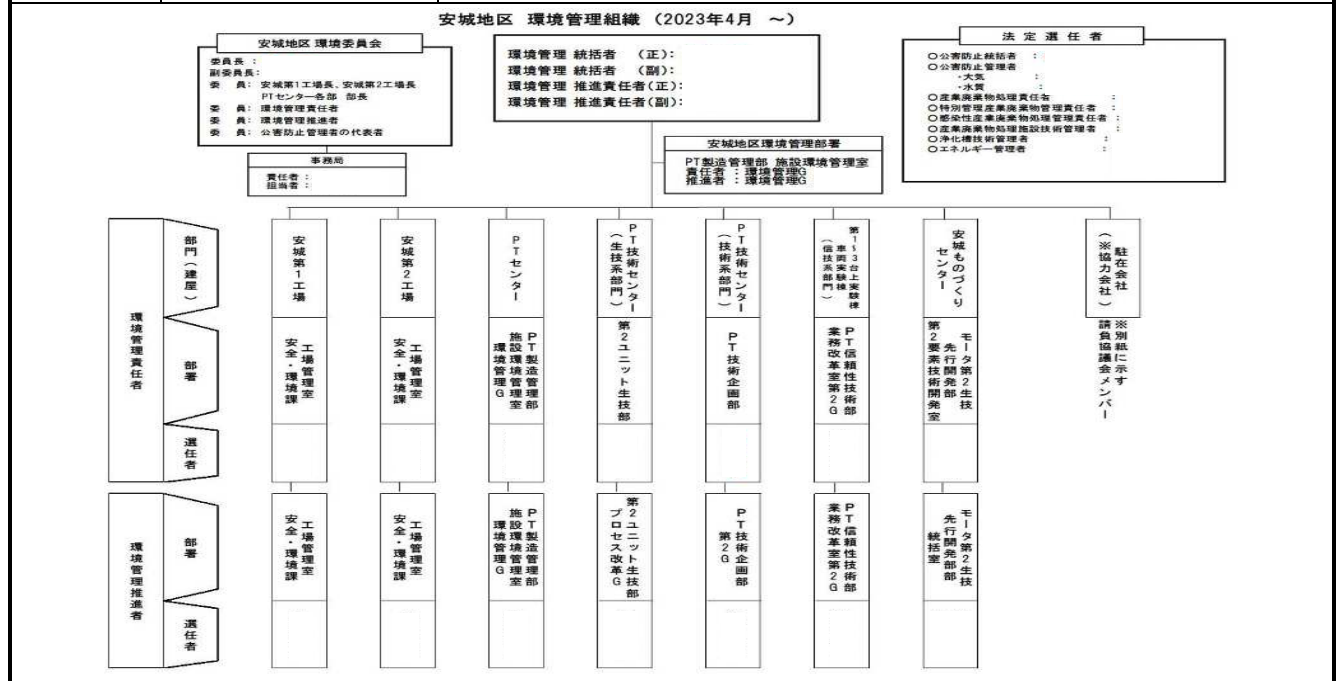
(別紙1) 産業廃棄物の一連の処理の工程(つづき)



(別紙2) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

廃棄物担当部門 (環境部)		組織名 : 生産体質強化推進部施設環境管理室 環境管理 G 職・氏名 : 組織人数 : 7人
役割	環境委員会	○廃棄物低減計画の承認・フォロー ○廃棄物低減・リサイクル目標・活動計画案の作成・実施状況チェック ⇒廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長: 執行役員副委員長: 執行幹部 ・委員: 公害防止管理者、関連部門長 《事務局: 環境管理 G》
	廃棄物処理施設 技術管理者	○廃棄物処理施設の維持管理に関する技術的な確認
	特別管理産業 廃棄物管理責任者	○特別管理産業廃棄物の処理に関する専門的な確認
	廃棄物担当部門 (環境管理 G)	○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討・低減活動の推進 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定、管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に関する教育・啓発 ○その他関係する事項



(2) 管理体制の強化

①管理体制(組織)

工場内の各部署と協力し、環境保全活動を推進するための横断的な組織(環境委員会)を編成、これには、環境管理責任者(専務取締役)及び関連部門の参画を図る。又、本委員会内に「廃棄物・リサイクル分科会」を設置し、廃棄物低減活動の計画策定及び進捗状況の管理等を実施し廃棄物低減、再生利用活動を推進する。

②管理方法

環境マニュアル、環境管理規定及び廃棄物管理要領等の作成・運用について検討する。

(3) 教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育等を行う。

(4) 情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況についての情報公開に努める。

また、毎年定期的に発行する環境報告書内に廃棄物低減活動状況についてもあわせて掲載する。

さらに、地域懇談会等を毎年開催し当社の環境に関する取組み状況の説明(廃棄物低減活動も含む)及び工場見学を実施し、相互の理解を深める。